②

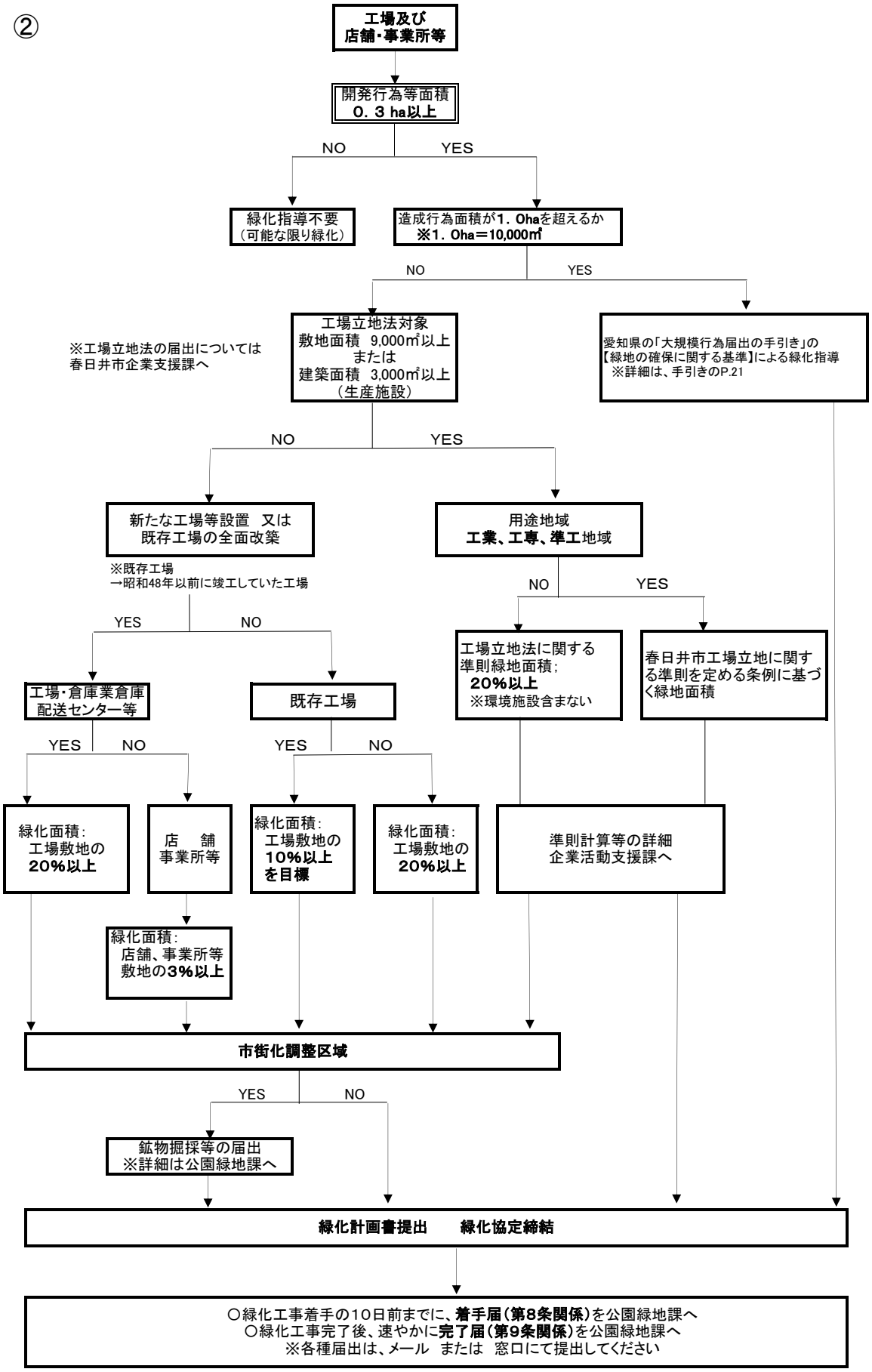
工場及び
店舗・事業所等
開発行為等面積
０．３ ha以上
NO
YES
緑化指導不要
（可能な限り緑化）
造成行為面積が1．0haを超えるか
※1．0ha＝10,000㎡
NO
YES
※工場立地法の届出については
春日井市企業支援課へ
工場立地法対象
敷地面積 9,000㎡以上
または
建築面積 3,000㎡以上
（生産施設）
愛知県の「大規模行為届出の手引き」の
【緑地の確保に関する基準】による緑化指導
※詳細は、手引きのP.21
NO
YES
新たな工場等設置 又は
既存工場の全面改築
用途地域
工業、工専、準工地域
※既存工場
→昭和48年以前に竣工していた工場
NO
YES
YES
NO
工場立地法に関する
準則緑地面積；
20%以上
※環境施設含まない
春日井市工場立地に関する準則を定める条例に基づく緑地面積
工場・倉庫業倉庫
配送センター等
既存工場
YES
NO
YES
NO
緑化面積：
工場敷地の
20%以上
店 舗
事業所等
緑化面積：
工場敷地の
10%以上
を目標
緑化面積：
工場敷地の
20%以上
準則計算等の詳細
企業活動支援課へ
緑化面積：
店舗、事業所等
敷地の3%以上
市街化調整区域
YES
NO
鉱物掘採等の届出
※詳細は公園緑地課へ
緑化計画書提出 緑化協定締結
○緑化工事着手の10日前までに、着手届（第8条関係）を公園緑地課へ
○緑化工事完了後、速やかに完了届（第9条関係）を公園緑地課へ
※各種届出は、メール または 窓口にて提出してください